

しあわせ信州

## 長野県食と農業農村振興審議会長野地区部会 次第

日時：平成 27 年 7 月 23 日（木）13:30～

場所：長野合同庁舎 504 号会議室

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 議 事

(1) 長野県食と農業農村振興の県民条例について

(2) 第 2 期 長野県食と農業農村振興計画について

(3) 平成 26 年度長野地域の取組実績について

(4) 平成 27 年度長野地域実行計画の具体的取組方策について

(5) 意見交換

(6) 今後の地区部会の運営について

### 4 閉 会



# 長野県食と農業農村振興審議会長野地区部会座席表

平成 27 年 (2015 年) 7 月 23 日 (木)

長野合庁 504 号会議室

議長席

もろた 師田 委員
久保田 委員
宮尾 委員
海野 委員

堀 委員
野沢 委員
竹内 委員
藤沢 委員

(事務局)

小松 農政課 課長補佐	中澤 農改セン タ一次長	若林 農政課長	島田 地方事務 所長	所 農地整備 課長	久米田 長野家畜保 健衛生所長
-------------------	--------------------	------------	------------------	-----------------	-----------------------

堀 農政課 課長補佐	戸谷 農改センタ 課長補佐	近藤 農改センタ 課長補佐	伊藤 農改センタ 課長補佐	徳永 農改センタ 係長	勝野 農地整備課 課長補佐
------------------	---------------------	---------------------	---------------------	-------------------	---------------------

小林 農政課 担当係長	加藤 農政課 課長補佐		滝沢 農地整備課 担当係長
-------------------	-------------------	--	---------------------

【出入り口】

## 食と農業農村振興審議会 長野地区部会委員名簿

(第4期任期：平成25年 8月 5日～平成27年 8月 4日)

区 分	氏 名	役 職	市町村	備 考
農業者の代表	と や たか し 外 谷 孝 司	長野県農業経営者協会 長野支部長	信 濃 町	酪農 新委員
	も ろ た ち え こ 師 田 智 恵 子	長野県農村生活マイスター協会 更埴支部長	坂 城 町	花き 新委員
農業関係団体 の代表	み や ざ わ き よ し 宮 澤 清 志	ながの農業協同組合 代表理事専務理事	長 野 市	部会長 職務代理
	く ほ た か ず よ し 久 保 田 和 義	須高農業協同組合 理事営農生活部長	須 坂 市	部会長
農業委員 の代表	み や お は な こ 宮 尾 花 子	長野県女性農業委員の会 長野支部 副支部長	信 濃 町	新委員
消費者の代表	う ん の と し こ 海 野 利 子	坂城町消費者の会会長	坂 城 町	
農産物流通 事業者の代表	ほ り 堀 あ つ し 堀 敦	長野県連合青果株式会社 長野支社執行役員 野菜部長	長 野 市	
農産加工事業 者の代表	の さ わ ゆ き こ 野 沢 幸 子	有限会社たんぽぽ 菓子部門責任者	長 野 市	
市町村の代表	た け う ち や す し 竹 内 康	千曲市経済部農林課長	千 曲 市	新委員
	ふ じ さ わ つ と む 藤 沢 勉	高山村産業振興課長	高 山 村	新委員
	10名			

# 食と農業農村振興審議会における地区部会の設置規程

## 第1 設置の目的

「長野県食と農業農村振興の県民条例」に基づいて策定する「長野県食と農業農村振興計画」（以下「振興計画」）の策定及び県が実施する食と農業・農村に関する施策に関し、各地域の県民の意見の反映と、地域の特性を生かした地域別の発展方向の策定及び検証を行うため「長野県食と農業農村振興審議会」に地区部会を設置する。

## 第2 地区部会の設置

「長野県食と農業農村振興の県民条例」に規定されているとおり、地方事務所の管轄区域ごとに、部会を設置する。

## 第3 地区部会の組織

- (1) 地区部会は、部会委員10人程度で組織する。
- (2) 地区部会の部会委員は、農業者、消費者、農業関係団体、農業委員、市町村職員などから、地方事務所長が任命する。
- (3) 部会委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第4 会議の運営

- (1) 地区部会には部会長を置き、部会委員が互選する。
- (2) 部会長は、会務を総理し、部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した部会委員がその職務を代理する。
- (3) 会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。
- (4) 部会長が認める場合は、部会委員以外の者がオブザーバーとして協議に参画することができる。
- (5) 会議は、部会委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- (6) 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (7) 会議は、原則として公開とする。
- (8) 地区部会の事務局は、地方事務所農政課に置くこととし、事務局長は、地方事務所農政課長の職にある者が充たる。

## 第5 地区部会の任務

地区部会は、次に掲げる事項について検討し、部会長は「長野県食と農業農村振興審議会」に報告するものとする。

- (1) 県が策定する振興計画及び県が実施する食と農業・農村に関する施策に関する地域の意見の集約
- (2) 県の振興計画に基づき、地域の特性を踏まえた「地域別の発展方向」の策定及び検証
- (3) その他、食と農業及び農村の振興に関し、地域で必要な事項

### (補 足)

この規程に定めのあるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、事務局が会議に諮って定める。

### (附 則)

この規程は、平成19年1月19日から施行する。

# 長野県食と農業農村振興の県民条例

平成18年3月10日可決  
平成18年3月30日公布 条例第25号  
平成18年4月1日施行  
平成20年12月18日改正 条例第49号  
平成25年3月25日改正 条例第19号

## 目次

### 前文

### 第1章 総則（第1条—第8条）

### 第2章 食と農業及び農村の振興に関する基本的施策（第9条—第24条）

#### 第1節 食と農業及び農村振興計画（第9条）

#### 第2節 食と農業及び農村の振興に関する施策（第10条—第24条）

### 第3章 長野県食と農業農村振興審議会（第25条—第31条）

### 第4章 補則（第32条）

### 附則

山高く、水清く、凜（りん）とした空気の本県は、南北に長い広大な県土と、四季の変化に富んだ自然環境のもと、たゆみない農業者の努力により、全国有数の食の供給県として発展してきた。

また、本県の農業及び農村は、人々の命の源となる食料を生産するとともに、県土の保全、水資源のかん養、日本のふるさとの原風景としての景観の形成、文化の継承、食文化の形成等多様な役割を果たしており、地域に住む人々の生活の場であるとともに、訪れる人に明日への活力とやすらぎを与えてきた。

しかしながら、近年、本県の農業及び農村を取り巻く情勢は、輸入農産物の増加、農畜産物の価格の低迷、環境対策への対応、遊休農地の極端な増加等大きく変化しており、さらには、食の安全の確保、食育の重要性や食文化に対する関心の高まり等新たな農業及び農村の創造に向けての対応が求められている。

こうした中で、本県の豊かな緑への貢献を始めとする農業及び農村の多面的機能に対しての県民の理解をさらに深めるとともに、農業及び農村の再生のために、生産から消費までの各段階で、それぞれの役割に応じた適切な取り組みと連携を行うことが必要である。

このような認識に基づき、本県の食と農業及び農村の振興について、広く県民が参加する基本的な姿勢を示すとともに、地域の可能性や実情に即した計画を定め、実効性ある施策を具体化するため、この条例を制定する。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、食と農業及び農村の振興に関する施策について、基本理念及びこれに基づく施策の基本となる事項を定め、並びに県、農業者、食品産業等に関する事業者（以下「事業者」という。）等の責務等を明らかにすることにより、食と農業及び農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって食と農業及び農村に対する県民の理解を深めるとともに、環境と調和した本県農業及び農村の持続的発展並びに本県経済の健全な発展を図ることを目的とする。

(基本理念)

第2条 食料は、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることにかんがみ、将来にわたって、安全で安心できる良質な食料が安定的に供給されなければならない。

2 食料の供給は、農業経営の安定化を図りつつ、自給率の向上、農業と食品産業の健全な発展を総合的に図ることを通じ、高度化し、かつ、多様化する県民の需要に即して行われなければならない。

3 県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農畜産物の供給の機能以外の多面にわたる機能（以下「多面的機能」という。）については、県民生活及び県民経済の安定に果たす役割にかんがみ、将来にわたって、適切かつ十分に発揮されなければならない。

4 農業については、その有する食料その他の農畜産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、県内各地域の特性に応じてこれらが効率的に組み合わせられた望ましい農業構造が確立されるとともに、農業の自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。）が維持増進されることにより、その持続的な発展が図られなければならない。

5 農村については、農業者を含めた地域住民の生活の場で農業が営まれていることにより、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることにかんがみ、農業の有する食料その他の農畜産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備その他の福祉の向上により、その振興が図られなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食と農業及び農村の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、国及び市町村等と連携を図るとともに、農業者及び農業関係団体、事業者、消費者及び消費者団体等と協働するよう努めなければならない。

(農業者及び農業関係団体の役割)

第4条 農業者及び農業関係団体は、自らが安全で安心できる良質な食料の安定的な供給及び農村における地域づくりの主体であることを認識し、基本理念の実現に自ら主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 農業者及び農業関係団体は、農業生産活動に当たっては、自然と共生する農業を目指し、環境保全型農業の実践に努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念を踏まえ、消費者に対する安全で安心できる良質な食料の安定的な供給に努めるとともに、県産農畜産物の利用の推進に努めるものとする。

(消費者及び消費者団体の役割)

第6条 消費者及び消費者団体は、食と農業及び農村の果たす役割に対する理解を深め、健全な食生活の重要性を認識するとともに、県産農畜産物の消費及び利用を推進すること等により、食育及び食文化の発展に積極的な役割を果たすものとする。

(財政上の措置)

第7条 県は、食と農業及び農村の振興を総合的かつ計画的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の実施状況の公表)

第8条 知事は、毎年、県が講じた食と農業及び農村の振興に関する施策の実施状況について、議会に報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

## 第2章 食と農業及び農村の振興に関する基本的施策

### 第1節 食と農業農村振興計画

第9条 知事は、食と農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、数値目標等を示し、食と農業農村振興計画（以下「振興計画」という。）を定めなければならない。

2 知事は、振興計画を定めようとするときは、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、長野県食と農業農村振興審議会の意見を聴かなくてはならない。

3 前項の規定は、振興計画の変更について準用する。

### 第2節 食と農業及び農村の振興に関する施策

(農業経営の安定等)

第10条 県は、農業経営の安定及び多様な発展を図るため、経営所得安定対策・価格対策及び農業金融制度の充実、生産の組織化、情報技術の利用促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(農畜産物の生産及び供給等)

第11条 県は、安全で安心できる良質な農畜産物の生産及び供給を促進するため、農薬、肥料等の適切な使用、食品の表示の適正化その他必要な措置を講ずるとともに、農畜産物の流通及び加工の過程における衛生管理及び品質管理の高度化その他の農畜産物を利用した商品の流通及び加工の体制の整備に必要な措置を講ずるものとする。

(環境と調和し共生する農業の推進)

第12条 県は、環境と調和し共生する農業の推進を図るため、農業者等が行う有機物資源を活用した土づくりの促進等農業の自然循環機能の維持増進その他必要な措置を講ずるものとする。

(地域の特性を生かした農業の促進)

第13条 県は、立地条件、多様な気象条件等の地域の特性を生かした農業を促進するため、需要に即した農畜産物の生産、品質確保のための技術の普及その他必要な措置を講ずるものとする。

(農村及び中山間地域等の総合的な振興)

第14条 県は、農村及び中山間地域等（山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域をいう。）の総合的な振興を図るため、生活環境の整備による定住の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業生産基盤の整備等)

第15条 県は、農畜産物の安定した生産を図るため、地域資源の保全に配慮しつつ、農業生産基盤の整備、農地の流動化及び集団化の促進等優良農地の確保、遊休農地の活用、有害鳥獣対策その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業技術の向上)

第16条 県は、農業技術の向上を図るため、試験研究体制を整備し、独自品種の研究開発、環境の保全及び農業生産性の向上のための農業技術の開発等を推進し、その成果の普及その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業の担い手の確保等)

第17条 県は、意欲ある農業の多様な担い手の確保及び効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図るため、農業に関する教育及び研修の実施、就農支援、農業経営の法人化及び集落営農等多様な農業経営形態の支援その他必要な措置を講ずるものとする。

(農畜産物の販路の拡大等)

第18条 県は、農畜産物の付加価値の向上及び販路の拡大を図るため、産地銘柄の確立、事業者との連携強化その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業関係団体との連携強化)

第19条 県は、農業の持続的な発展を図るため、農地の利用集積、意欲ある農業の担い手の育成及び確保、農畜産物の生産集荷、販売戦略の展開等に関し、農業関係団体との連携強化その他必要な措置を講ずるものとする。

(消費者団体との連携強化)

第20条 県は、県民が県産農畜産物への理解を深めるとともに、地産地消（県産農畜産物を県内で消費し、又は利用することをいう。）及び旬産旬消（旬の農畜産物を旬の時期に消費することをいう。）を推進するため、消費者団体との連携強化その他必要な措置を講ずるものとする。

(都市と農村との交流の促進)

第21条 県は、活力ある農村の自律を図るため、農業者等の主体的な活動の支援、都市と農村との交流の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(多面的機能に関する県民理解の促進)

第22条 県は、農業及び農村の有する多面的機能に関する県民の理解を促進するため、その多面的機能に関する情報の提供、学習の機会の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(食育の推進)

第23条 県は、健全な食生活の実現を図るため、家庭、学校、地域社会等において、望ましい食習慣、食の安全、地域の食文化等に係る情報の提供、食農教育に関する人材の育成その他必要な措置を講ずるものとする。

(地産地消の推進)

第24条 県は、地産地消及び旬産旬消を推進し、県民が安全で安心できる良質な県産農畜産物を定期的かつ安定的に購入できるよう、県産農畜産物の生産及び流通体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

### 第3章 長野県食と農業農村振興審議会

(設置)

第25条 食と農業及び農村の振興に関する重要事項を調査審議するため、長野県食と農業農村振興審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第26条 審議会は、次に掲げる事項について、知事の諮問に応じて調査審議するものとする。

- (1) 振興計画の策定に関する事項
- (2) 県が実施する食と農業及び農村の振興に関する施策に関する事項
- (3) その他食と農業及び農村の振興に関する重要事項

(組織)

第27条 審議会は、委員15人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 農業者の代表者 4人



- (2) 農業協同組合、農業委員会、その他農業関係団体の代表者 3人
- (3) 市町村の代表者 1人
- (4) 県議会議員 2人
- (5) 消費者の代表者 2人
- (6) 食品産業、流通産業等の事業者の代表者 2人
- (7) 食料、農業又は農村に関し優れた識見を有する者 1人

3 前項の規定による委員の任命は、同項第1号に掲げる者については、次に掲げる区域ごとに行うものとする。

- (1) 上田市、小諸市、佐久市、東御市、南佐久郡、北佐久郡及び小県郡
- (2) 岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、諏訪郡、上伊那郡及び下伊那郡
- (3) 松本市、大町市、塩尻市、安曇野市、木曾郡、東筑摩郡及び北安曇郡
- (4) 長野市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市、埴科郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡及び下水内郡

一部改正〔平成20年条例49号・25年19号〕

(任期)

第28条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第29条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第30条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、原則として公開とする。

(部会)

第31条 審議会に、地方事務所の管轄区域ごとに部会を置くものとする。

#### 第4章 補則

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員等の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第10号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成20年12月18日条例第49号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月25日条例第19号）

この条例は、平成25年7月11日から施行する。

# 平成 27 年度 長野地域の農業施策体系 ~新・感・鮮でつなげよう長野のくだもの 人と技で支えよう長野の農業・農村~

## 長野地域のめざす将来ビジョン

- ◇青年就農者や企業の農業経営体等が地或農業の担い手として活躍しています。
- ◇県下有数の果樹産地として、消費者ニーズの高い品種の生産拡大やりんご新しい化栽培が普及するとともに樹園地の継承システムが構築され、持続的で生産性の高い産地が形成されています。
- ◇環境にやさしい農産物の生産が拡大し、消費者に信頼される産地が形成されています。
- ◇農商工連携や6次産業化による新たな農業・農村ビジネスが展開され、豊かな農業・農村が実現しています。

## 施策の展開方向 (H25~H29)

### 重点戦略 1

地域の特色を活かした多様な経営体の確保・育成

- 新規就農者や定年帰農者等への技術習得や経営管理能力の向上に向けた支援
- リース方式等による樹園地を継承する仕組みづくり

### 重点戦略 2

未来に挑戦し続ける競争力の高い果樹産地づくり

- 消費者ニーズの高い品目・品種への転換
- りんご新しい化栽培に必要な苗木の確保
- ぶどうの高品質生産のための施設化の推進や消費者ニーズに対応した無核ぶどうの普及

### 重点戦略 3

恵まれた立地条件を活かした特色ある産地づくり

- アスパラガスの茎枯病対策の徹底と夏秋どり作型の拡大
- きのこの新品種・新技術の導入と経営安定対策
- トルコギキョウの秋出荷作型の拡大
- 受精卵移植による黒毛和種子牛の生産拡大

### 重点戦略 4

地域資源の活用と新たな付加価値の創出による魅力ある農業・農村づくり

- 遊休農地等へのワイン用ぶどうの作付推進
- 自ら販路拡大や加工品開発等経営強化を目指す農業者の拡大
- 需要に応じた伝統野菜の生産安定

### 重点戦略 5

中山間地域等の特性を活かした元気な農業・農村づくり

- そば、うめ等による遊休農地の解消
- 地域の特徴的な品目の振興や集落ぐるみの野生鳥獣被害防止
- 農村資源を活用した都市農村交流の促進
- 広域営農団地農道整備による交通アクセスの改善

### 重点戦略 6

環境との調和を目指した農村機能の充実

- 地域ぐるみで取り組む多面的機能を維持・発揮するための活動支援
- 環境にやさしい農業の推進や情報発信
- 農業水利施設を利用した小水力発電施設の設定
- 地すべり防止区域の適切な管理

## 平成 27 年度の主な取組内容

- ニューファーマー研修、作目別セミナー等研修会の開催
- 新規就農相談会等の開催や新規就農里親研修の実施
- 人・農地プランの見直し推進とプランの実現に向けた取組の推進
- 地域にあった今後の果樹産地維持に向けた検討

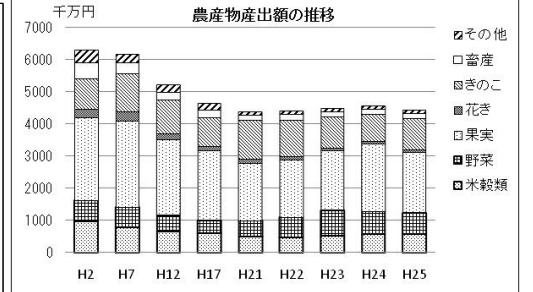
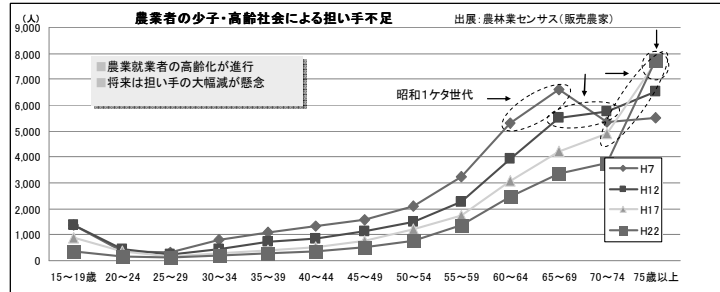
- 果樹経営支援対策事業等による改植の促進
- りんごフェザー苗の安定生産に対する技術指導
- ぶどうの高品質な生産に向けた雨よけ施設の導入促進や技術指導
- 高精度なもも品種のシリーズ化を推進
- 畑地かんがい施設の計画的な更新

- アスパラガス雨よけ施設の導入や総合的な茎枯病対策の実施
- きのこ地域支援チームによる、技術、財務、労務改善のための支援
- トルコギキョウの開花調整技術（電照、加温等）の導入促進
- トマト、キュウリ等果菜類の導入促進
- 黒毛和種受精卵移植実施農場の生産支援

- ワイン用ぶどう栽培者の技術向上や市町村ワイン振興構想への支援
- 生産者の商品開発力、販売力強化のための講座の開催
- 商談会の開催や個別マッチングによる販路拡大機会の提供
- 「おいしい信州ふーど（風土）」ネット等による情報発信
- 伝統野菜安定生産のための技術講習会等の開催支援

- 「信州ひすいそば」の生産拡大推進
- 遊休農地及び遊休化が懸念される農地におけるうめの栽培推進
- 西山大豆適正管理の徹底と土壌病害対策の推進による品質向上
- 地域農産物の消費拡大のため、グリーン・ツーリズムなど都市と農村の交流を支援
- 市町村・対策チームが連携した、総合的な野生鳥獣被害防止対策の実施
- 広域農道・豊野幹線の整備の推進

- 地域の核となるリーダーの育成(多面的機能リーダー育成研修への参加促進)
- エコファーマーや環境にやさしい農産物認証制度の取組推進
- 農産物の安全・安心をPRするため、GAP手法（適正農業管理）の導入推進
- 小水力発電施設の設定



## 平成 27 年度主要事業

- 農業リーダー育成事業
- 就農サポート事業
- 人・農地プラン総合対策事業
- 経営体育成支援事業
- 農地中間管理事業
- 新規就農・経営継承総合支援事業

- 需要に応える園芸産地育成事業
- 果樹経営支援対策事業
- りんごフェザー苗生産拡大推進事業
- 園芸農業所得向上緊急支援事業
- 県営かんがい排水事業

- 需要に応える園芸産地育成事業
- 野菜等価格安定対策事業
- きのこ経営安定化支援事業

- ワイン生産アカデミー事業
- 信州農産物マーケティング戦略推進事業
- 「おいしい信州ふーど（風土）プロジェクト」推進事業
- 夢かなえる信州農業6次産業化推進事業
- 信州伝統野菜認定・支援事業

- 経営所得安定対策事業
- 遊休農地活用総合対策事業
- 野生鳥獣被害総合対策事業
- 中山間地或農業直接支払事業
- 農村交流活性化支援事業
- 県営農道整備事業

- 多面的機能支払事業
- 中山間地或農業直接支払事業
- 環境にやさしい農業総合対策事業
- 土地改良施設エネルギー活用推進事業
- 地すべり対策事業

食・消費者

## (9) 長野地域 ～新・感・鮮でつなげよう長野のくだもの 人と技で支えよう長野の農業・農村～

## 重点戦略1：地域の特色を活かした多様な経営体の確保・育成

目標指標	H22 基準年	H26		H29 目標年
		計画	実績	
40歳未満の新規就農者数(単年度)	28人	34人	39人	34人
新規就農者数のうち果樹栽培者	21人	27人	27人	27人
農作業支援者数(延人数)	2,278人	2,700人	4,699人	3,000人

## &lt;施策の取組状況&gt;

- 県や市町村、農業団体等が連携した支援体制づくり
  - 長野地域就農促進協議会開催で就農情報提供を行いました。(3回)
  - 須高農業振興会議主催により就農体験や交流会を開催し、県外で開催された新規就農相談会へ参加しました。(23回)
- 新規就農者の確保に向けた取組の充実
  - 新規就農相談会を開催しました。(2回18名相談対応)
  - 新規就農里親研修を実施しました。(13名研修実施)
  - 青年就農給付金(準備型)に係る受給希望者への支援を実施しました。(29名承認)
- 新規就農者や定年帰農者等への技術習得や経営管理能力の向上に向けた支援
  - ニューファーマー研修を開催しました。(7講座、延べ32回・288名参加)
  - 作物別セミナー研修会を開催し、基礎知識習得の支援を行いました。(5講座、延べ43回、162名参加)
- 人・農地プランの実現やリース方式等による樹園地を継承する仕組みづくりに向けた支援
  - 人・農地プラン地域支援チームによる市町村巡回を行い、見直し等の支援をしました。(全市町村)
  - 果樹産地の維持に向け、JA出資法人が県事業を活用した樹園地の管理事業に取り組むとともに、JA等と樹園地継承の仕組みづくりに関する意見交換を実施しました。(2地区)
- 農作業支援者の確保及び技術の向上に向けた支援
  - 農作業労働力補完取組事例調査を実施しました。(9市町村)
  - 農作業支援者の技術向上のための講習会を開催しました。(6回)



【須高農業振興会議 就農体験】

## &lt;今後の展開方向&gt;

- 企業的農業経営体をめざす農業者の確保・育成及び法人化の促進を図ります。
- 自立した青年農業者や地域リーダーの育成を図るとともに、JA出資の生産法人に対する支援を行います。
- 果樹の担い手育成とともに、生産性の高い樹園地を意欲のある者に引き継ぐ、樹園地継承の仕組みづくりに取り組みます。
- 人・農地プランの見直し及びプランの実現に向けた取組を進めます。
- 自立できる青年農業者の育成及び地域リーダーの育成を図ります。

## 重点戦略2：未来に挑戦し続ける競争力の高い果樹産地づくり

目標指標	H22 基準年	H26		H29 目標年
		計画	実績	
県オリジナル主要品種栽培面積	706ha	940ha	926ha	1,070ha
りんご新しい化栽培面積	18.5ha	67ha	58ha	100ha
無核(種なし)ぶどう栽培面積	304ha	512ha	534ha	620ha
畑地かんがい施設の整備面積(期間内整備量)	308ha (H18~H22)	284ha	312ha	403ha (H25~H29)

## &lt;施策の取組状況&gt;

- 消費者ニーズの高い品目・品種への転換に係る支援
  - 果樹経営支援対策事業やJA単独事業により優良品目・品種への改植を進めました。

- 栽培技術の向上を図るための品種検討会等を開催しました。(2回)
- **りんご新しい化栽培に必要な苗木の確保支援**
  - 管内2苗木業者、M9台木生産組織2団体に対し、優良苗木生産の技術指導を行いました。(現地指導4回、検討会1回)
- **ぶどうの高品質生産のための施設化の推進や、消費者ニーズに対応した無核化栽培の普及**
  - 栽培技術の向上を図るための講習会を開催しました。(28回延べ920名参加、うち短梢栽培20回750名参加)
  - 本年度多発したナガノパープルの裂果について、発生要因を調査し、防止策を検討しました。
- **ももや特産果樹(あんず、ブルー等)の高品質・安定生産に向けた取組への支援**
  - あんず、ブルーの県オリジナル品種の栽培講習会を開催しました。(10回160名参加)
- **効率的な果樹経営に向けた生産基盤の整備(畑地かんがい施設等)への支援**
  - 県営ため池等整備事業により、管水路の更新を実施しました。(須坂市・日滝原地区)
  - 県営かんがい排水事業により、揚水ポンプ改修工事を行いました。(長野市・豊野地区)



### ＜今後の展開方向＞

- 消費者ニーズの高い県オリジナル品種、優良品目・品種の導入と安定生産を図ります。
- りんご新しい化栽培やぶどう平行整枝短梢せん定栽培等、早期多収や省力化が可能な栽培法を推進します。
- りんご新しい化栽培に必要な苗木本数の確保に向け、苗木生産の技術指導を行うとともに、調整会議の開催等による業者と栽培者間のマッチングを支援します。
- 農家所得向上を図るため、県単事業によりナガノパープルの生産量拡大と品質向上対策を進めます。

### 重点戦略3：恵まれた立地条件を活かした特色ある産地づくり

目標指標	H22 基準年	H26		H29 目標年
		計画	実績	
アスパラガス夏秋どり比率	24%	29%	21%	30%
トルコギキョウ秋出荷本数	286千本	360千本	305千本	420千本
受精卵移植による黒毛和種子牛の生産頭数	70頭	85頭	91頭	100頭

### ＜施策の取組状況＞

- **アスパラガスの茎枯病対策の徹底と夏秋どり作型の拡大に対する支援**
  - 茎枯病の発生を低減し収量向上につなげるため、対策技術の普及を進めました。(展示ほ4か所、現地検討会1回、研修会1回)
  - セミナー開催により、栽培者の拡大や夏秋どりの技術向上を図りました。(モデルほ4か所、巡回調査2回、成績検討会1回、視察研修2回)
- **きのこの新品種・新技術の導入と経営安定に向けた支援**
  - えのきたけの高温域培養適正品種(長菌17号)を導入し実用性の評価を実施しました。(5戸、現地検討会開催)
  - 地域支援チームによる技術、財務、労務の改善に向けた支援を行いました。(1戸)
- **トルコギキョウの秋出荷作型の拡大に対する支援**
  - 県単事業を活用し、秋出荷量拡大を進めるためのモデルほ場を設置しました。(1地区7ほ場)
  - 11月出荷の安定化を図るための大苗定植試験ほを設置し、現地検討会を開催しました。(1か所1回)
  - 遮熱資材の展示ほを設置し、高温対策等品質向上技術の検討を行いました。(1か所)
- **実需者ニーズに対応した高品質な果菜類の生産拡大に対する支援**
  - 長野市内の若手農業者を対象に果菜類の病害虫・施肥に関する研修会を開催しました。(3回)
  - カラーピーマンのIPM試験ほ(天敵、微生物農薬、黄色LED利用)を設置し研修会を開催しました。(6回延べ22名参加)
- **受精卵移植による黒毛和種子牛の生産拡大に対する支援**
  - 受精卵移植技術者の養成と技術向上を図るため、現地指導等を実施しました。(技術者1名)
  - 酪農家において、受精卵移植を活用した長期不受胎牛解消対策を実施し、受精卵移植の普及拡大を図りました。(3戸14頭)



【茎枯病対策現地検討会】

### ＜今後の展開方向＞

- アスパラガス栽培の収益性向上を図るため、夏秋どり作型への取組みを進めるとともに、茎枯病対策技術の普及や新規栽培者の確保等により、栽培面積と出荷量の拡大を図ります。

- ▶ トルコギキョウの栽培技術の向上を図るとともに、実需者ニーズが高く高単価が期待できる10～11月の生産拡大に向けた取組みを進めます。
- ▶ 「経営改善戦略会議（地域支援班）」を設置し、きこの農家の経営改善を進めます。
- ▶ 個別巡回指導等により飼養管理技術・衛生管理技術の向上を図り、安定した畜産経営を推進します。

#### 重点戦略4：地域資源の活用と新たな付加価値の創出による魅力ある農業・農村づくり

目標指標	H22 基準年	H26		H29 目標年
		計画	実績	
ワイン用ぶどう栽培面積	29ha	38ha	50ha	40ha
商談会等における成約件数	0件	57件	53件	30件
信州の伝統野菜栽培面積	5.8ha	8.8ha	8.9ha	8.0ha

##### <施策の取組状況>

- **遊休農地等へのワイン用ぶどう等の作付けを推進するため、基盤整備等への支援**
  - ▶ ワイン用ぶどう栽培者に対する技術向上支援を実施しました。
  - ▶ ワイン用ぶどう栽培の拡大やワイナリー起業希望に的確に対応するため、県現地機関の連携体制を整備しました。
- **販路拡大や加工品開発等、経営強化を目指す農業者の取組への支援**
  - ▶ ワイナリー建設等の6次産業化、農商工連携を目指す農業者等からの問合せ・事業化へ向けての相談に対し、アドバイスを行いました。
  - ▶ 「東北信うまいものまるごと大商談会2014」の開催により販路開拓等を支援しました。(9月5日、売り手86、買い手38、商談件数549、成約件数85件うち長野管内48件)
  - ▶ 長野地域6次産業化推進協議会の開催と農産加工研修会を共催により開催しました。(2月)
- **需要に応じた伝統野菜の生産安定に向けた取組への支援**
  - ▶ 安定生産のための技術講習会等を開催しました。(八町きゅうり他2品目の栽培技術講習会延べ14回開催)
- **「おいしい信州ふード(風土)」ネット等による消費者等への情報発信や食育の推進を支援**
  - ▶ 「おいしい信州ふード(風土)」ネットへの掲載及び長野合同庁舎県民ホールでの展示等による情報発信を行うとともに、原産地呼称管理制度(米)の申請支援、伝統野菜の料理教室(3回67名)を開催しました。



【須高地区伝統野菜料理教室】

##### <今後の展開方向>

- ▶ ワイン用ぶどうの生産拡大のため、栽培ほ場を事業により整備するとともに、高品質生産に向けた栽培技術の指導に取組みます。
- ▶ 新幹線金沢延伸に伴い、より広域で開催する商談会により、販路拡大の機会を提供します。
- ▶ 長野地域6次産業化推進協議会と連携し、6次産業化の取組を進めます。
- ▶ 伝統野菜の生産拡大や生産の安定化とともに、消費や販路の拡大、新たな加工品開発の取組を支援します。

#### 重点戦略5：中山間地域等の特性を活かした元気な農業・農村づくり

目標指標	H22 基準年	H26		H29 目標年
		計画	実績	
遊休農地の再生・活用面積(単年度)	43ha	184ha	153ha	184ha
そば作付面積	391ha	580ha	637ha	482ha
都市農村交流人口	39,060人	44,600人	41,766人	48,500人

##### <施策の取組状況>

- **そば、うめ等の作付けによる遊休農地の解消に向けた取組への支援**
  - ▶ そば新品種「信州ひすいそば」の導入を支援しました。(3市町村11ha)
  - ▶ 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の活用を支援しました。(5市町村、再生利用68か所15.5ha)
- **地域の特徴的な品目の振興や集落ぐるみの野生鳥獣による被害防止**



【信州ひすいそば 巡回確認】

### 活動に対する支援

- 西山大豆の品質向上を図るための活動を支援しました。(栽培講習会3回)
- そば、りんごを雪室に貯蔵し、環境にやさしい自然エネルギーの活用と農産物の高付加価値化に取り組みました。(飯綱町)
- 長野地域野生鳥獣被害対策チーム(地方事務所農政課、林務課、農業改良普及センター)により、集落での野生鳥獣被害防止に係る活動を支援しました。(研修会等開催 3市町延べ8回270人)
- **観光や食文化等農村資源を活用した生産者と消費者を結びつける都市農村交流の促進**
  - 地方事務所ホームページで農作業体験、りんご狩り、そばまつり等の情報を提供しました。
- **広域営農団地農道整備による交通アクセスの改善**
  - 豊野幹線の開通に向けて、2橋梁の建設を進めています。

### <今後の展開方向>

- 遊休農地の解消に向け、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を活用して、農産物の生産・販売と一体となった再生・活用を進めます。
- 大豆、そば(特に信州ひすいそば)等の戦略作物の作付拡大を図るとともに、高品質生産技術の普及を図ります。

## 重点戦略6：環境との調和を目指した農村機能の充実

目標指標	H22 基準年	H26		H29 目標年
		計画	実績	
多面的機能支払の取組面積	890ha	1,024ha	1,459ha	5,020ha
環境保全型農業直接支援対策面積	16ha(H23)	100ha	77.4ha	32.0ha
農業用水を活用した小水力発電の容量	7kW	7kW	7kW	37kW

### <施策の取組状況>

- **地域ぐるみで取り組む農地・水・環境の保全活動に対する支援**
  - 本年度創設された多面的機能支払制度の定着に向けて、啓発活動や市町村が実施する啓発活動を支援しました。(46回)
  - 中山間地域農業直接支払事業の市町村基本方針の改訂支援を実施しました。(1市)
- **環境にやさしい農業に取り組む農業者(組織)への技術習得支援や消費者の理解促進のための情報発信等**
  - 環境にやさしい農業の取組とエコファーマー取得者を拡大するための地区研修会を開催しました。 【環境農業の拡大に向けた研修会を開催】
  - エコファーマー、信州の環境にやさしい農産物認証の取得者拡大に向けた制度説明会を実施しました。(エコファーマー5回173名、環境認証1回10名出席)
  - 農産物直売所を対象としたGAP説明会の開催及びモデル直売所の設置を行いました。
- **水路等の農業水利施設を利用した小水力発電施設の設置に向けた取組への支援**
  - 小水力発電施設の設置に向け、工事に着手しました。
- **地すべり防止区域の適切な管理**
  - 地すべり対策事業(国庫)を実施しました。(継続5地区)



### <今後の展開方向>

- 農業の多面的機能の維持・発揮等のための地域活動や営農活動を促進する日本型直接支払制度(多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支援対策)の取組みを推進します。
- エコファーマー制度や信州の環境にやさしい農産物認証制度について、組織的な取組を進めることで、更なる面的な拡大を図ります。
- 農業水利施設を活用した自然エネルギーによる電力利用を進めるため小水力発電施設を建設します。
- 地すべり防止区域の巡視等日常的な管理を行うとともに、必要に応じて地すべり防止工事を実施し、地すべり災害の未然防止を図ります。

重点戦略ごとの取組事項

重点戦略1：地域の特色を活かした多様な経営体の確保・育成

【達成指標】

項目	H22 基準年	H27 計画	H29 目標年
40歳未満の新規就農者数 (単年度)	28 人	34 人	34 人
新規就農者のうち果樹栽培者数	21 人	27 人	27 人
農作業支援者数 (延人数)	2,278 人	2,800 人	3,000 人

○ 県や市町村、農業団体等が連携した支援体制づくり

- ・長野地域就農促進協議会の開催 (2回) や須高農業振興会議の開催 (5回)

- ・長野地域就農促進協議会 開催時期：6月19日 平成27年度計画、新規就農者情報の共有  
1月下旬 担い手に関する情報交換、プロジェクト発表
- ・須高農業振興会議 振興会議の目的：担い手育成と農地 (樹園地) 継承システムの構築  
事業内容：1 新・農業人フェア参加による担い手の誘致 フェア参加4回  
2 平成27年度長野県・市町村・JA 合同就農相談会参加 9月27日 1回  
3 フルーツ王国すこう就農体験の実施 実施回数3回  
4 新規就農者嫁の会の開催による仲間づくり 3回  
5 須高地区新規就農者のつどいの開催 5月14日開催  
6 JA須高出資法人への支援

- ・「デジタル農活信州」の活用推進とモデル市町の受入体制整備の支援 (3市町)

- ・長野市、千曲市、飯綱町 (新規里親農業者の登録、独自就農相談会等の開催)

◎ JA出資農業生産法人の事業運営に当たっての支援 (JAグリーン長野、JA須高、JAながの)

- ・(株)ジェイエイグリーンへのタマネギ等野菜の栽培拡大に向けた技術指導による支援
- ・(株)フルーツファームすこう (JA須高出資法人) と須高農業振興会議が連携して取組む樹園地継承に向けた体制づくりに対して支援を実施。
- ・ながの農花株式会社 (JAながの出資法人) 里親農業者としての登録支援等を実施。

○ 新規就農者の確保に向けた取組の充実

- ・新規就農相談会 (2回)、全国就農相談会 (3回) 等による担い手の誘致

- ・新規就農相談会等の開催 5月23日 長野合同庁舎 相談者5名  
9月12日 長野合同庁舎 予定  
9月27日 東京都 長野県・市町村・JA 合同就農相談会  
7・10・12月 新・農業人フェア in 東京
- ・新規就農里親研修 実施時期：4月～3月 研修生 2年目 5名 1年目 12名
- ・市町村別研修生数：長野市3名 須坂市7名 千曲市2名 小布施町2名 高山村2名  
飯綱町1名
- ・青年就農給付金 (準備型) 平成27年公募 6月26日～7月17日 公募
- ・青年就農給付金 (準備型) 研修状況等巡回 9月～

- ・青年就農給付金 (準備型) 受給希望者への支援実施

- ・受給希望者からの個別相談対応と提出書類作成等の支援実施
- ・受給希望者を対象とした説明会の開催 (長野市：5月28日)

# 長野・Nagano

- ・新規就農里親研修等を活用した担い手育成

- ・管内の里親農業者数 103名（果樹87名、野菜11名、花き1名、水稲3名、畜産1名）
- ・里親農業者研修会の開催 27年8月下旬開催
- ・市町村及び農業委員会、JA等と連携した里親研修希望者の研修相談、マッチング 随時

## ○ 新規就農者や定年帰農者等への技術習得や経営管理能力の向上に向けた支援

- ・ニューファーマー研修、作目別セミナー等研修会の開催

- ・作物別講座：果樹（りんごコース、ぶどうコース）、作物、野菜、花き、畜産、農業機械
- ・総合講座：先輩農業者の講演会、販売及び経営研修会

- ・経営管理講座の開催（2回×3会場）

- ・複式農業簿記基礎講座

長野市会場、須高地区会場、坂城町会場 各会場2回 1月中旬～2月上旬

- ・青年農業者給付金（経営開始型）対象者の就農定着へ向けた支援（巡回等2回）

- ・受給希望者を対象とした説明会の開催（長野市：5月28日）
- ・青年等就農計画の作成支援、青年等就農資金の相談対応

## ○ 人・農地プランの実現やリース方式等による樹園地を継承する仕組みづくりに向けた支援

- ・人・農地プランの適切な見直しと農地中間管理事業等を活用したプラン実現に向けた取組の推進

- ・市町村等担当者会議の開催による推進（6月18日開催）
- ・人・農地プラン地域支援チームによる市町村支援・巡回（9月～全市町村）
- ・農地中間管理機構キャラバン隊の市町村巡回による意見交換会の開催（7月～全市町村）
- ・果樹産地維持に向けた体制づくりの検討（須高地区）

須高農業振興会議（4月23日開催）

すこう農業体験年3回、新・農業人フェア4回の参加について打ち合わせ

- ・JA須高果樹産地構造改革協議会による、新たな「果樹産地構造改革計画」策定にあたり産地の現状と課題及び将来像を明確化
- ・JA農地バンク制度、研修生受け入れ制度、国や県事業の活用など、地域にあった仕組みづくりを検討

- ・優良品種への転換によるリース樹園地の整備を支援（1地区）

- ・「需要に応える園芸産地育成事業」によりトレリスの設置に係る経費を支援予定（50a）

## ○ 農作業支援者の確保及び技術の向上に向けた支援

- ・農作業支援（農作業労働力補完）の取組状況の把握（調査1回）

- ・農作業労働力補完取組事例調査の実施（7月）

- ・農作業支援者の技術向上のための講習会の開催

- ・果樹栽培アシスタント講習（須坂市シルバー人材センター）講習支援3回
- ・小布施町縁結びの会技術講習会支援3回



## 重点戦略2：未来に挑戦し続ける競争力の高い果樹産地づくり

### 【達成指標】

項目	H22 基準年	H27 計画	H29 目標年
県オリジナル主要品種栽培面積	706ha	982ha	1,070ha
りんご新しい化栽培面積	18.5ha	77ha	100ha
無核（種なし）ぶどう栽培面積	304ha	529ha	620ha
畑地かんがい施設の整備面積（期間内整備量）	308ha (H18～H22)	384ha (H25～H27)	403ha (H25～H29)

### ○ 消費者ニーズの高い品目・品種への転換に係る支援

・果樹経営支援対策事業等の活用による改植の促進（県オリジナル主要品種栽培面積 982ha）

・管内5つの果樹産地協議会において、新たな「果樹産地構造改革計画」を策定

・各果樹産地構造改革協議会を通じて事業への取り組みを推進

・転換品目・品種の特性に合った栽培技術の向上（講習会2回）

・りんご新品种「シナノホッペ」の品種検討会（JAちくま管内）10月下旬

・ぶどう「ナガノパープル」「シャインマスカット」管理技術講習会6月上旬

・北信地域との合同による「りんご（秋映）コンクール」（10月）、「果樹栽培反省検討会」（11月）を開催

・産地力向上につなげるため、生産者や技術指導者が参集する「長野地域果樹生産振興研修会」を開催（2月予定）

### ○ りんご新しい化栽培に必要な苗木の確保支援

・フェザー苗の予約生産体制に向けた苗木業者とJAとの調整を支援

・需要に見合った苗生産体制を支援するため、産地ごとの新しい化栽培転換計画を再確認

・種苗の生産状況確認と安定的な苗木生産のための栽培管理技術の向上（巡回指導）

・管内4苗木業者に対する優良苗生産指導、検討会を実施。凍害回避の技術指導

・M9自根台木の生産に取り組むJAと営農集団に対し、技術指導を実施

・モデルほの活用等による新しい化栽培の啓発と管理技術の向上（講習会2回）

・優良モデル園において収量性、樹体生育量を調査し、収穫時、せん定時に講習会（9月～10月）を実施し、新しい化栽培の有効性を啓発。

・管内3か所に設置してあるモデルほ場を拠点に現地指導会等を開催

### ○ ぶどうの高品質生産のための施設化の推進や、消費者ニーズに対応した無核化栽培の普及

・県単事業等の活用による雨よけ施設の導入を推進

・市町村やJA事業、県単事業のPRにより施設化率を拡大

・県単「園芸農業所得向上緊急支援事業」により、「ナガノパープル」の雨よけ、かん水施設の導入を加速化（7月時点：品種更新モデル園1か所、かん水モデル園7か所）

・高品質生産に向けた栽培技術の高位平準化（講習会4回×2会場）

・芽かき講習会 千曲市5月7日20人

・開花前講習会 千曲市5月28日20人、長野市6月3日20人

・摘粒講習会 千曲市6月12日、長野市6月25日20人

・短梢栽培の推進と管理技術の早期定着化（講習会4回×5会場）

芽かき講習会 長野市5月8日40人

開花前講習会 長野市5月26日35人、27日50人、千曲市5月28日30人

# 長野・Nagano

摘粒講習会 千曲市 6月12日、長野市 6月17日 50人

## ○ ももや特産果樹（あんず、プルーン等）の高品質・安定生産に向けた取組への支援

・高糖度なもも品種のシリーズ化を推進（品種検討会 1回）

・管内に設置した「もも有望品種モデル園」の調査データを情報提供

・普及に向けた現地検討会の開催（8月）

・あんず・プルーンの県オリジナル品種の栽培技術向上（講習会 5回）

・あんず「信州サワー」等病害虫防除 松代 4月6日 25人、摘果 松代 4月28日 30人、

・プルーン「オータムキュート」検討会（9月）

## ○ 効率的な果樹経営に向けた生産基盤の整備（畑地かんがい施設等）への支援

・県営農村地域防災減災事業の実施（須坂市・日滝原地区：管路工（更新）L= 1.3km）

・幹線 4－3 工区 管路その 2 工事：管路工（更新）L=0.3km（7月公告予定）

拡県営かんがい排水事業の実施（長野市・豊野地区：ファームポンド補修等）

〃 （小布施町・小布施地区：揚水機場電気設備更新等）

・豊野地区 管路電食防止工事：送水管路補修工一式（6月公告）

・小布施地区 第 2 揚水機場電気設備工事：電気設備工一式（7月公告予定）

## 重点戦略 3：恵まれた立地条件を活かした特色ある産地づくり

### 【達成指標】

項目	H22 基準年	H27 計画	H29 目標年
アスパラガス夏秋どり比率	24%	29%	30%
トルコギキョウ秋出荷本数	286 千本	380 千本	420 千本
受精卵移植による黒毛和種子牛の生産頭数	70 頭	90 頭	100 頭

## ○ アスパラガスの茎枯病対策の徹底と夏秋どり作型の拡大に対する支援

・県単事業等による雨よけ施設の導入の推進

・施設化による収量増加や茎枯病軽減効果を PR しつつ、JA 部会や現地研修会、講習会等での事業説明を強化

・総合的な茎枯病対策の実践を拡大（展示ほ 1 か所、対策モデル地域 1 か所、検討会 1 回）

・地域関係機関による「長野地区アスパラガス生産振興プロジェクトチーム」活動により、対策技術の普及・定着を促進

・茎枯病防除に効果の高い技術を組み合わせた実証ほを長野市信更地区に設置

・小布施町をモデル地域に設定し、夏芽整理の効果を実証するほ場を設置

・対策技術の普及を図るため、上記の実証ほ等を活用して現地指導会や検討会を開催

・夏秋どり作型の収量向上と新規栽培者の確保（モデルほ 4 か所、検討会 2 回）

・地域関係機関による「長野地区アスパラガス生産振興プロジェクトチーム」により、新規栽培者の確保や夏秋どり作型の導入を推進

・関係機関連携により、定年帰農者等を対象とした「アスパラガスセミナー」等を開催し、新たなアスパラガス栽培者を確保や夏秋どり作型への取組みを推進

・夏秋どり作型を推進するため、本年度新たにモデル圃場 2 か所を設置（須坂市、千曲市）

・「アスパラガス産地化プロジェクト事業」のモデルほ場を活用した検討会を開催

## ○ きのこの新品種・新技術の導入と経営安定に向けた支援

・地域支援チームによる、技術、財務、労務改善のための支援（JA 1 か所・1 戸）

# 長野・Nagano

- ・ J Aグリーン長野管内のきのこ農家 1 戸を選定し、地域および県域支援班により、技術・財務・労務に係わる課題の解決のための支援を実施。
- ・ぶなしめじ栽培農家を重点指導農家に設定し、J Aと県機関による地域支援チームを設置
- ・上記対象農家に対し、技術指導と毎月 1 回の経営検討会を開催
- ・えのきたけ新品種（シナノアーリー）の導入促進（5 戸）

- ・ J Aグリーン長野管内の 5 戸に導入されたシナノアーリー（えのきたけ長菌 17 号）について、実用性の評価を実施。

## 薊キノコバエ発生の確認と防除対策の徹底（4 か所）

- ・各 J A計 4 か所に発生予察地点を設置。（J Aながの：飯綱町、J Aグリーン長野：長野市松代町、J A須高：須坂市、J Aちくま：千曲市）。3～6 月、9～11 月に調査を実施。
- ・予察調査結果をもとに防除対策の徹底を啓発。

## ○ トルコギキョウの秋出荷作型の拡大に対する支援

- ・県単事業等によるほ場の設置（1 地区）及び検討会の開催（1 回）

- ・トルコギキョウ秋出荷産地化<sup>°</sup>プロジェクト事業のモデルほ場を活用した検討会を開催
- ・秋出荷に有効な栽培技術を検討するための試験を実施

- ・高温対策等品質向上技術の推進（展示ほ 1 か所）

- ・遮熱資材の展示ほ設置（長野市）

- ・2 回切り作型技術の普及（講習会 2 回）

- ・ J Aグリーン長野管内を中心に、講習会を実施

## ○ 実需者ニーズに対応した高品質な果菜類の生産拡大に対する支援

- ・トマト、キュウリ等の導入促進（研修会 3 回）

- ・長野市内の若手農業者を中心に、病虫害診断研修 6 月 22 日、9 月、11 月の 3 回、環境にやさしい農業（土壌肥料）、栽培技術等に関する研修会を実施。

- ・カラーピーマンにおける I P M 技術の普及（実証ほ 1 か所、研修会 4 回）

- ・ J Aながの飯綱カラーピーマン研究会を対象に天敵（27 年度新規にアブラムシに対するギフアブラバチを導入）と微生物農薬、黄色 LED 等を利用した I P M 試験圃を 3 か所設置。研修会は 4 回予定、4 月 9 日 3 人、4 月 17 日 4 人実施済。今後 7 月、10 月に実施予定。

## ○ 受精卵移植による黒毛和種子牛の生産拡大に対する支援

- ・受精卵移植技術者の養成と技術向上（技術向上 1 名）

- ・現地指導 年 4 回

- ・技術向上のための情報提供（年 6 回）

## 酪農家に対する黒毛和種受精卵の移植支援（対象農家巡回 1 回、公共牧場における推進 2 回）

- ・移植実施農場の巡回指導（10 戸、年 1 回）

- ・公共牧場におけるまとめて移植の推進、実施支援（年 2 回）

- ・黒毛和種受精卵移植実施農場の生産支援（10 戸）

- ・ET 和子牛哺育マニュアルの普及、市場情報の提供

- ・繁殖検診（20 頭）

- ・長期不受胎牛への受精卵移植の普及定着支援（2 戸）

- ・長期不受胎が問題となっている酪農家での繁殖検診の実施

## 重点戦略4：地域資源の活用と新たな付加価値の創出による魅力ある農業・農村づくり

【達成指標】（※は H26 年度実績見込み及び今後の方針を踏まえ、H29 年度目標を上回る計画値を設定）

項目	H22 基準年	H27 計画	H29 目標年
ワイン用ぶどう栽培面積	29ha	※ 59ha	40ha
商談会等における成約件数	0 件	※ 57 件	30 件
信州の伝統野菜栽培面積	5.8ha	7.4ha	8.0ha

### ○ 遊休農地等へのワイン用ぶどう等の作付けを推進するため、基盤整備等への支援

- ・効果的な病害虫防除、施肥等による高品質なワイン用ぶどうの生産支援（巡回指導）

- ・芽かき、新梢管理講習会 長野市 5 月 13 日 13 人、7 月 7 日予定
- ・長野市、千曲市、坂城町、高山村の栽培者に対する個別巡回指導 長野市 5 月 13 日、6 月 1 日
- ・ワイン用ぶどう栽培の拡大やワイナリー起業希望に対応するため、県機関の連絡体制を整備するとともに、市町村との連携により現地情報を的確に収集

⑨ 県営中山間総合整備事業により、ワイン用ぶどう栽培ほ場の整備を実施（高山村：区画整理 A=9.6ha。うち、ワイン用ぶどう栽培面積は 7ha が予定されている。）

- ・裏原工区区画整理工事：H26.10.21～H27.7.31（予定）

### ○ 販路拡大や加工品開発等、経営強化を目指す農業者の取組への支援

拡県外を含む広域的な商談会（1 回）や個別マッチングによる販路拡大機会の提供

- ・東北信うまいものまるごと大商談会 2015 with 上越 を 10 月 23 日開催
- ・実需の要望に対応できる生産者の育成や 6 次産業化、農商工連携を目指す農業者への支援
- ・食品タイアップ産地育成事業による実需者の情報提供、マッチング支援と産地育成支援
- ・6 次産業化、農商工連携を目指す農業者への相談、提案活動
- ・生産者の商品開発力、販売力強化のための講座の開催（2 回）
- ・東北信うまいものまるごと大商談会 2015 with 上越 参加者を対象に商談の基本、FCP シートの作成方法等について商談会準備講座を開催（7 月 29 日、8 月 28 日）

### ○ 需要に応じた伝統野菜の生産安定に向けた取組への支援

- ・認定グループ等が取り組む安定生産や面積拡大への支援（講習会 3 回、研修会 1 回）
- ・生産拡大を計画する生産者グループに対し、課題解決に向けた技術指導を実施
- ・生産拡大に合わせ需要の開拓に向けた活動を県事業等により支援

### ○ 「おいしい信州ふード(風土)」ネット等による消費者等への情報発信や食育の推進を支援

- ・SHOP 登録店の拡大支援
- ・情報発信等をお願いする SHOP について、商談会等の機会に勧誘し登録拡大を図る。
- ・名人（8 人）による長野県産農畜産物のブランド力向上のための情報発信
- ・物語発信ツールによる啓発活動や現地指導会等において、名人による情報発信を実施。
- ・追加登録についても検討する。

⑩ 物語発信ツールを活用した「おいしい信州ふード（風土）」の啓発活動実施

- ・「ながの地域りんご物語」を活用した PR 活動実施
- ・銀座 NAGANO での啓発活動の実施（12 月）
- ・地域特産物のブランド化を図るため、原産地呼称管理制度や信州の伝統野菜認定制度、信州プレミアム牛肉認定制度の取組を推進するとともに消費拡大に向けた取組を支援
- ・原産地呼称管理制度（米）について、申請支援を実施

# 長野・Nagano

- ・「信州の伝統野菜選定品目」候補の長野市の「小森茄子」の選定調査を実施
- ・上記品種の栽培に取り組む生産者グループに対し「伝承地栽培認定」への申請を支援

## 重点戦略5：中山間地域等の特性を活かした元気な農業・農村づくり

【達成指標】（※はH26年度実績見込み及び今後の方針を踏まえ、H29年度目標を上回る計画値を設定）

項目	H22 基準年	H27 計画	H29 目標年
遊休農地の再生・利用面積（単年度）	43ha	184ha	184ha
そば作付面積	391ha	※ 580ha	482ha
都市農村交流人口	39,060人	45,600人	48,500人

### ○ そば、うめ等による遊休農地の解消に向けた取組への支援

- ・遊休農地及び遊休化が懸念される農地におけるうめの栽培推進

- ・J Aと連携したうめ栽培推進のための啓発活動と園地巡回による栽培指導の実施（西山）

- ・農業生産法人等の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金活用による再生・利用の取組支援

- ・市町村・J A担当者会議等による制度啓発と活用の推進

- ・中山間地域における農村活力創出の支援（1地区）

- ・農地維持管理のしくみづくり、西山大豆等の共同栽培等支援（小川村1地区）

- ・「信州ひすいそば」の生産拡大推進（H26 10.8ha→H27 16ha）

- ・信濃町、長野市、高山村で概ね30haの栽培見込み。

### ○ 地域の特徴的な品目の振興や集落ぐるみの野生鳥獣による被害防止活動に対する支援

- ・西山大豆における適正管理の徹底と土壌病害対策の推進による品質向上（3等以上90%）

- ・神城断層地震による被災水田への西山大豆の作付誘導・栽培支援（6月11日）

- ・栽培指導会3回開催

- ・黒根腐れ病対策の徹底（種子粉衣の徹底）

- ・西山地域での野菜セミナーの開催による販売農家の育成（新規5人）

座学8回、現地指導会5回（2回の実施済）

新規セミナー参加者5名確保

- ・雪室を活用した農産物のブランド化推進（1地区）

- ・雪ねむりりんご 4月上旬から販売（シナノゴールドについては品質調査実施）

- ・雪ねむりそば 6月20日から飯綱町の「よこ亭」にて販売

- ・市町村等と長野地域野生鳥獣被害対策チーム（地方事務所、普及センター）が連携した、総合的な野生鳥獣被害対策の実施

- ・集落の被害対策自立支援及び長野地域野生鳥獣被害対策チーム会議の開催（7月）

### ○ 観光や食文化等農村資源を活用した生産者と消費者を結びつける都市農村交流の促進

- ・地域農産物の消費拡大のためグリーン・ツーリズムなど都市と農村との交流を支援

- ・都市農村交流活動の実施状況調査の実施（6月）

### ○ 広域営農団地農道整備による交通アクセスの改善

- ・豊野幹線の整備を推進（三念沢橋梁の建設、宇佐美沢橋梁の建設ほか）

- ・三念沢橋梁上部工事：H26.3.14～H29.3.6（予定）

- ・宇佐美沢橋梁上部工事：H26.2.10～H28.3.4（予定）

- ・石3工区道路工事：H27.7～H28.3（予定）

- ・石4工区道路工事：H27.7～H28.3（予定）

## 重点戦略6：環境との調和を目指した農村機能の充実

【達成指標】（※は H26 年度実績見込み及び今後の方針を踏まえ、H29 年度目標を上回る計画値を設定）

項目	H22 基準年	H27 計画	H29 目標年
多面的機能支払の取組面積	890ha	3,000ha	5,020ha
環境保全型農業直接支援対策面積	(H23) 16ha	※100ha	32ha
農業用水を活用した小水力発電の容量	7kW	37kW	37kW

- **地域ぐるみで取り組む多面的機能を維持・発揮するための活動に対する支援**
  - ・地域の核となるリーダーの育成（リーダー育成研修への参加促進）
    - ・例年実施される国主催のリーダー育成研修への参加
  - ・中山間地域農業直接支払事業、多面的機能支払事業等を活用し、地域ぐるみで取り組む農地・農業用水等農村資源の維持と多面的機能の発揮を図る取組への支援
    - ・中山間地域直接支払事業推進・・・第4期対策（H27～31年度）
    - ・多面的機能支払（H25までの農地・水保全管理支払に引続き H26 から創設（一部組換）・・・制度の定着に向けて市町村が中心となって啓発活動を実施中（本年度交付金については6月が申請期限）。市町村等が行う啓発活動を地方事務所が支援（地域でのワークショップ等を40回支援する予定）。
- **環境にやさしい農業に取り組む農業者（組織）への技術習得支援や消費者の理解促進のための情報発信等**
  - ・エコファーマーや環境にやさしい農産物認証制度の導入技術相談や導入計画作成支援、技術導入支援（エコファーマー相談会3か所、農産物認証1回）
    - ・新規取得や再認定を希望する農業や、団体に対し、エコファーマー制度相談会を開催
    - ・長野県環境にやさしい農産物認証制度の説明会を開催（12月）
    - ・エコファーマーマークや認証票を販売面で有効活用している事例を調査
  - ・環境保全型農業直接支払交付金の制度改正に対応した取組支援
    - ・市町村別相談、組織の総会等機会をとらえた啓発の実施
  - ・GAP（農業生産工程管理）導入を推進するため、直売所を対象とした現地研修会・実態調査（巡回）の実施
    - ・県との連携による農産物直売所への巡回（調査）及び研修会の開催（6月1回）
  - ・県HP等による消費者への情報発信
    - ・制度説明及び申請者募集についての情報発信
- **水路等の農業水利施設を利用した小水力発電施設の設置に向けた取組への支援**
  - ・県営かんがい排水事業の推進（長野市・里島地区（善光寺平用水）：小水力発電設備の建設1か所）
    - ・小水力発電設備工事：：H27.3.11～H28.3.22（予定）
- **地すべり防止区域の適切な管理**
  - ・地すべり防止区域の巡視や地すべり防止施設の維持保全等（一部市町村委託）、日常的な管理を実施（41区域）
    - ・職員による巡回点検を随時実施
    - ・管理の一部について、H27.4.1付けで長野市、千曲市、高山村に委託
  - ・地すべり対策事業（国補）を実施（継続4区域、新規1区域）
    - ・実施地区：（継続）天間芦沢、上河、塩本、（新規）松葉（いずれも長野市）

# 資料 3

## 食と農業農村振興計画に係る長野地域の取組トピックス

(H26 実績・H27 計画)

重点戦略	食農計画の該当力所	内 容	説 明
1 地域の特色を活かした多様な経営体の確保・育成	○県や市町村、農業団体等が連携した支援体制づくり	須高農業振興会議の担い手確保育成と樹園地継承システムの構築について	長野農業改良普及センター
2 未来に挑戦し続ける競争力の高い果樹産地づくり	○ぶどうの高品質生産のための施設化の推進や消費者ニーズに対応した無核化栽培の普及	県単事業等を活用した雨よけ施設等導入による、ぶどうの生産振興について	長野地方事務所農政課
3 恵まれた立地条件を活かした特色ある産地づくり	○受精卵移植による黒毛和種子牛の生産拡大に対する支援	受精卵移植による黒毛和種子牛生産拡大等について	長野家畜保健衛生所
4 地域資源の活用と新たな付加価値の創出による魅力ある農業・農村づくり	○販路拡大や加工品開発等、経営強化を目指す農業者の取組への支援	東北信うまいものまると大商談会 2015 with 上越について	長野地方事務所農政課
5 中山間地域等の特性を活かした元気な農業・農村づくり	○地域の特徴的な品目の振興や集落ぐるみの野生鳥獣による被害防止活動に対する支援	神城断層地震による被災水田への西山大豆の作付誘導・栽培支援について	長野農業改良普及センター
6 環境との調和を目指した農村機能の充実	○水路等の農業水利施設を活用した小水力発電施設の設置に向けた取組の支援	県営かんがい排水事業による、長野市里島地区（善光寺平用水）での小水力発電施設の設置について	長野地方事務所農地整備課

1 県や市町村、農業団体等が連携した支援体制づくり

須高農業振興会議の担い手確保育成と樹園地継承システムの構築について

長野農業改良普及センター

1 活動の背景と目的

須高地域の農家子弟による新規就農者は、毎年10名程度である。産地を維持していくためには、毎年17～25名程度の新規就農者が必要であることから、この不足分を補うため、毎年5名程度の新規参入者を新たに確保することが必要である。この目標達成のため、関係機関（須坂市、小布施町、高山村、JA須高、長野農業改良普及センター等）で組織する「須高農業振興会議」を立ち上げ、新規参入者が農業経営者として地域に定着できる環境を整えるための活動を行っているが、新規参入者を確保するための活動はを行った。

2 活動経過と実績

(1) 須高農業振興会議の開催

「須高農業振興会議」を4回開催し、担い手育成や樹園地継承に向けた体制作りについて情報の共有、今後の活動内容を協議した。26年には新事業として、「フルーツ王国すこう就農体験」を実施し、須高地区で農業体験を行ってもらえる取り組みを実施した。

(2) フルーツ王国すこう就農体験の実施

就農相談者の大半は農作業体験が無いことから、須高地区で農作業体験を行うことを目的に、1回につき1泊2日の日程で、4回開催した。

開催日	場所	参加者	主な作業	内容
①6月14日(土)～15日(日)	須坂市	13人	リンゴ摘果、ブドウの処理	管内視察実施
②8月2日(土)～3日(日)	須坂市	6人	ブドウの弦切り、ブルーベリー収穫	降雨で農園視察
③9月27日(土)～28日(日)	小布施町	16人	ブドウ収穫、水稲はげかけ	農家民泊
④11月15日(土)16日(日)	高山村	11人	リンゴ収穫、選果	体験談3人

この就農体験に参加した就農希望者6名が、将来、農業を行う予定で、里親研修を実施することになった。また、就農相談会での「須高農業振興会議」ブースでの相談者が増加し、全国的に、新規就農者を積極的に受け入れる地域として「須高地域」をアピールでき、浸透することができた。

(3) 新・農業人フェア等就農相談会への参加による担い手の誘致

新・農業人フェアや県主催の就農相談会に計5回出展し、意欲ある就農希望者を誘致した。毎回、30～40名程度の相談者があり、就農体験や現地での里親事前研修など次のステップに進む人を確保できた。

(4) 新規就農者嫁の会の活動

里親等農業研修生の家族の仲間づくりや学習の機会として、新規就農者嫁の会を平成26年3月に立ち上げた。須高地域の郷土食について地域の女性グループを講師に学び、また、先輩農業者と触れ合う機会となり、仲間づくりにつながった。

3 27年の計画

今年度も須高農業振興会議を4回ほど開催し、関係機関の連携を行う予定である。

フルーツ王国すこう就農体験は7月25～26日、9月26～27日、11月14～15日の3回行う予定である。

新・農業人フェア等就農相談会への参加は東京方面を中心に5回行う予定である。



**ぶどうの高品質生産のための施設化の推進や、消費者ニーズに対応した無核化栽培の普及**

**1 現状及び課題**

- ✚ 長野地域のぶどう栽培面積は、管内果樹全体の約16%で、県全体の約40%を占めている。
- ✚ 消費者ニーズの多様化により、従来の主力品種である「巨峰」の需要は減少し、販売価格が低下する一方で「無核（種無し）ぶどう」の需要が高まっている。
- ✚ 長野地域では、「巨峰」の無核栽培に取り組むとともに、県下に先駆けて、皮ごと食べられる「ナガノパープル」や「シャインマスカット」の導入を進めてきている。
- ✚ 果樹農家の所得向上を図るとともに、果樹産地力を維持するためには、実需者ニーズの高いぶどう無核化栽培・無核大粒品種の転換を更に進めることが必要。
- ✚ 無核化栽培・無核大粒品種の安定生産、品質向上には、栽培管理技術の普及とともに、栽培ほ場への施設化を進めることが重要。

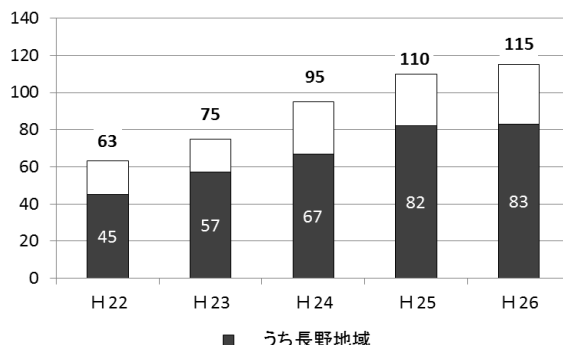
表-1 ぶどうの栽培面積（単位：ha）

	H22	H23	H24	H25	H26
長野管内	1,000	972	968	964	950
長野県	2,440	2,440	2,430	2,430	2,400

表-2 販売価格（単位：kg）

	H16～H20	H21～H25
巨峰	610円	640円
ナガノパープル	1,160円	1,110円

図-1 ナガノパープルの栽培面積（ha）



[平成26年度 生産上の課題]

- ナガノパープルでの裂果の多発



高品質生産・裂果の発生等を防ぐためには「果実肥大に適した土壌水分管理が重要」

- 1 栽培ほ場の施設化が有効
- 2 生育ステージに合った、灌水技術の習得等が必要



**2 課題の解決に向けた対応**

- (1) 消費者ニーズの高い品種への転換に対する支援
  - ・ 果樹経営支援対策事業（国庫）、市町村やJA等の助成を活用した新植や改植の促進
- (2) 施設化による生産安定対策の推進
  - ・ 県単事業や市町村、JA等の助成制度による雨よけ施設やかん水施設導入に対する支援
  - ・ 高品質かつ安定生産のための栽培技術講習会の開催

○平成27年度から県は、「ナガノパープル」の早期栽培拡大と雨よけ、かん水施設の整備を支援するための「園芸農業所得向上緊急支援事業」を新規事業化

# 「ナガノパープル」の生産拡大に向けた県の新規事業について

長野地方事務所農政課

— 県農政部 平成27年度重点事業 ⑨「農業経営所得向上支援事業」 —

## 事業全体の内容や実施基準の概要

### ■ 生産拡大計画の作成

- 事業実施主体は、次の事項を記載した「生産拡大計画」を作成しなければならない  
a 現状と課題 b 推進方針 c 栽培面積の目標 d 推進方策 e 推進体制
- 計画作成には、産地協議会等において普及センター職員を含め協議・検討する
- 今後策定する新たな果樹産地構造改革計画に、必要事項を記入することで代替可能

### ■ 実践展示園の設置

- 補助率1/2以内、上限183千円（5a分相当）
- かん水施設は、「樹冠下散水ノズル方式」（ハンガー方式）が基本
- 簡易雨よけ施設は、「ワイヤーメッシュ型」のみ補助対象となる
- 園主は、土壤水分を確認しつつ、裂果防止に効果の高いかん水管理を実践する

○かん水設備の対象資材は、タンク、ポンプ、パイプ、散水ノズル、その他付帯する資材  
○簡易雨よけの対象資材は、ワイヤーメッシュ、被覆資材、その他付帯する資材  
○いずれも資材費のみが対象で、設置経費は事業対象外

### ■ 更新モデル園の設置

- 補助率1/2以内、上限75千円（5a相当）
- 必須条件のかん水設備も補助対象となる（実践展示園と同様の内容）

### ■ その他事業内容等

- 地域関係者は、栽培指導体制を明確にし、園主に対し適切な指導を実施すること
- 今後の地域での波及に向け、2種の実践展示園を活用した講習会を開催すること
- 生産計画の作成や講習会に係る経費についても、1/2以内で補助対象となる
- 県は、技術者及び生産者等を対象とした「生産安定・品質向上研修会」を開催する
- また、県指導チームによる「産地巡回指導」の実施や、優良事例集を作成する

### 【実践展示園の設置】

生産安定上の大きな課題となっている「裂果」発生への低減に向けた取り組みを実践

【県下で20か所】

- 実践展示園は、1か所5アール以上
- 裂果発生が課題の園地を選定

○ 県は、かん水や簡易雨よけ施設等の設置に要する経費を支援

※長野地域期待か所数 10か所

### 【更新モデル園の設置】

巨峰等の既存園に苗を植え、既存品種の収穫を続けつつ、4年程度をかけて品種更新

【県下で20か所】

- 実践展示園は、1か所5アール以上
- 更新後の仕立ては「平行整枝」
- かん水施設の設置が必須条件

○ 県は更新に要する苗木、資材の経費を支援

※長野地域期待か所数 7か所

県は、生産拡大事業とともに、産地が取り組む実践展示園の設置を支援

問題点

- ◆ 主要品種「巨峰」の販売力低下
- ◆ 果樹の品種更新には、計画的取り組みが必要
- ◆ H26 ナガノパープルで裂果が多発
- ◆ 品種特性に合った管理技術の普及が必要

● ぶどう産地で、実需評価の高い「ナガノパープル」への転換を戦略的に加速化  
● 農家所得の向上と、果樹産地力を維持するためには収益性の高い品種への転換が必要

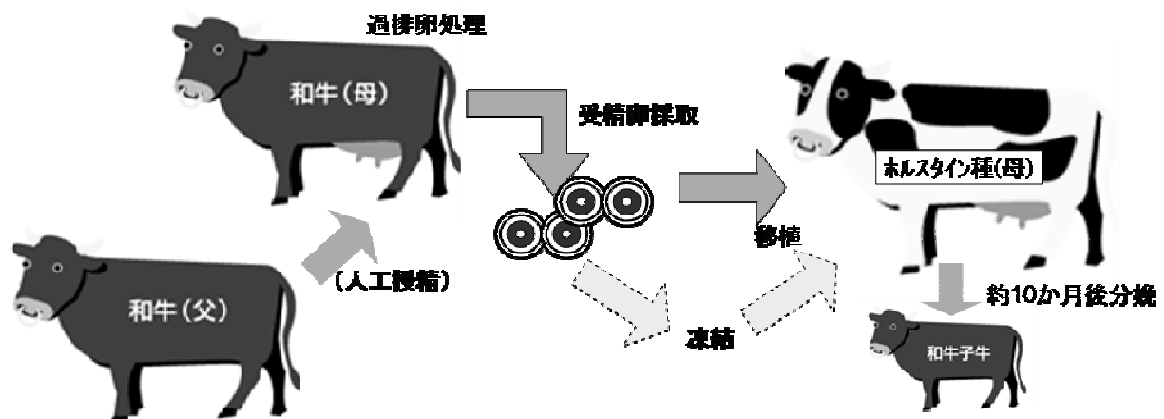
# 受精卵移植による黒毛和種子牛の生産拡大に対する支援

長野家畜保健衛生所

## 1 受精卵移植とは

1頭の雌牛から人為的に複数の受精卵を採取し、他の雌牛に移植することにより、遺伝的に同等な子牛を生産する技術。

酪農経営においては、乳用牛（ホルスタイン種）の雌牛に和牛の子牛を産ませ販売することで、収益性を高めることが可能。



## 2 H26 取組実績と H27 実施計画

概要		H26実績	H27計画
受精卵移植技術者の養成と技術向上 農場等における現地指導と研修等による情報提供で技術者の技術向上を図り、受精卵移植のニーズに対応	現地指導	4回	4回
	情報提供	6回	6回
長期不受胎牛への受精卵移植の普及定着支援 長期間受胎しない牛に対し、繁殖検診等を行い、受精卵移植技術による受胎促進を図る	長期不受胎牛への受精卵移植	3戸14頭	繁殖検診 2戸

## 3 その他の取組

酪農経営においては、繁殖性の向上を図るとともに、良質な生乳を生産することが重要となるため、年2回、農場ごとに出荷乳の検査（バルク乳検査）を実施し、乳質の向上を図っている。

# 「東北信うまいものまるごと大商談会2015」 売り手募集のご案内

With 上越

## 商談会概要

昨年度に引き続き本年度も東北信で生産される農産物や加工食品の新たな市場及び販路の開拓を支援するため、農産物や農産加工品の生産者・業者と食品バイヤー等の商談・交流会を開催します。買い手が会場内にブースを設け、来場した生産者、加工業者等の売り手が自社商品売り込む「逆商談会形式」とします。本年度は上越地域との商談や交流も行っていただく予定です。

**開催日時** 平成27年10月23日(金) 10:00~15:00

《当日スケジュール》

- (1) 開会セレモニー (10:00~)
- (2) 商談
  - 午前の部 (10:10~12:15) 「個別マッチング商談」(最大5件)
  - 休憩 (12:15~12:55) 昼食
  - 午後の部① (12:55~13:30) 「売り手名刺交換、バイヤーの展示スペース見学、試食」
  - ② (13:30~14:20) 「個別マッチング商談」(最大2件)
  - ③ (14:20~15:00) フリー商談
- (3) 売り手商品展示 10:00~15:00 (空き時間に自由見学、情報交換等)
  - \* 「個別マッチング商談」 事前に示した商談時間割に従い商談(20分間)をする。
  - \* 「フリー商談」 売り手が自由に買い手ブースへ行き商談(15分間)をする。

**会場** 若里市民文化ホール(長野市若里3丁目22番2号)(産業フェア in 善光寺平と同日開催)

**参加費** 3000円 (バイヤーズガイド印刷や研修会・会場費の一部として使用、返金不可)

**募集内容** 売り手 100社 予定

東北信の農林漁業者または県内の農産物を原材料とした加工品を製造、販売している業者

## 参加予定の買い手企業様(7月3日現在)

(株)ながの東急百貨店、(株)アップルランド、(株)北長野ショッピングセンターながの東急ライフ、(株)第一スーパー、(株)ツルヤ、(株)ミールケア、(株)信州フードラボ、(有)長春館、(株)ゲーギーズ、(株)デリクックちくま、(株)会玉屋、ささや(株)、(株)荻原館、春蘭の宿 さかえや、上松屋旅館、大江戸温泉物語(株) 鹿教湯、(株)星野リゾート、ホテルサイプレス軽井沢、(有)雷電くるみの里、千曲観光(株)東部湯の丸 SA 下り線、アルピコ交通(株)、道の駅 花の駅・千曲川、上田道と川の駅(株)おとぎの里、(有)田舎工房物産センター、(株)ナガレイ、(株)丸水長野県水、(株)マツザワ信州くらうど、(株)丸友中部青果、(有)信州自然王国、(株)マルイチ産商、第一物産(株)、(株)渡辺製麺、(一社)信州・長野観光協会、信州プレミアム SHOP、(有)フキヤ商店、原信ナルスオペレーションサービス(株)、ひらせいホームセンター、(有)しみず屋等

★買い手情報(希望商品等)の詳細はホームページをご覧ください。

**お問い合わせ・お申し込み先** 以下3つを期日までにご提出願います。

申込用紙、FCP商談シートの様式は下記ホームページよりダウンロードできます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/nagachi/nagachi-shokan/2015umaimono.html>

提出物	締切	提出先等
申し込み用紙 (裏面)	7月31日(金)	長野農業改良普及センター (担当)丸山直子・由井素子 〒380-0836 長野市大字南長野南県町 686-1(県長野合同庁舎内) TEL 026-234-9534 FAX 026-235-8393 メール nagano-aec@pref.nagano.lg.jp
参加費 (3000円)	7月31日(金)	振込先口座 : 八十二銀行 県庁内支店 普通 435132 長野工業振興会特別会計(ナガノウキョウシンコウカイトクベツカケイ)
FCP商談シート (4メガバイト以下)	8月28日(金)	長野地方事務所農政課 (県長野合同庁舎内) 担当:有坂昌平 TEL:026-234-9592 FAX026-234-9513 メール nagachi-nosei@pref.nagano.lg.jp

### 神城断層地震による被災水田への西山大豆の作付誘導・栽培支援について

#### ○これまでの対応経過

- H26.12/9 現地情報収集(JA ながのさいがわ営農センター、小川村役場より状況聞き取り)
- H27. 1/7 小川村震災対応打合せ会議(役場、公社、JA ながのさいがわ営農センター、普及センター)
- 1/13 震災対応等情報交換(農機具メーカー、地事、普及センター)
- 1/17 震災地域の農業者への説明(稲丘地域農業者、小川村役場)
- 3/18 作業日程打合せ会議(役場、公社、農機具メーカー、普及センター)
- 4/23 現地ほ場調査(役場、公社、農機具メーカー、地事、普及センター)
- 6/11 大豆播種(被災農家、役場、公社、農機具メーカー、地事、普及センター)
- 7月以降 大豆播種(公社 亀裂ほ場)

#### ○6月11日大豆播種作業状況

《参加者》 被災農家4名、役場、公社、農機具メーカー21名、地事3名、普及センター4名

##### ①大豆播種方法

アップカット区(53psトラクター) : 6,800 m <sup>2</sup>	}	計 31筆 15,430 m <sup>2</sup> (約2haと報道)
ロータリー区(25psトラクター) : 2,580 m <sup>2</sup>		
手播き区 : 1,590 m <sup>2</sup>		

(7月以降播種区(アップカット) : 4,460 m<sup>2</sup>)

##### ②播種状況

晴天の中、各班に分かれ9:30~16:00の間全てのほ場の播種作業が実施できた。

今後、アップカット区では播種時期の検討、倒伏の危険性があれば摘心を検討していく。その他の区では中耕培土が必要となるため、場合によっては応援が必要となる可能性もある。



# 県 営 か ん が い 排 水 事 業

さとじま

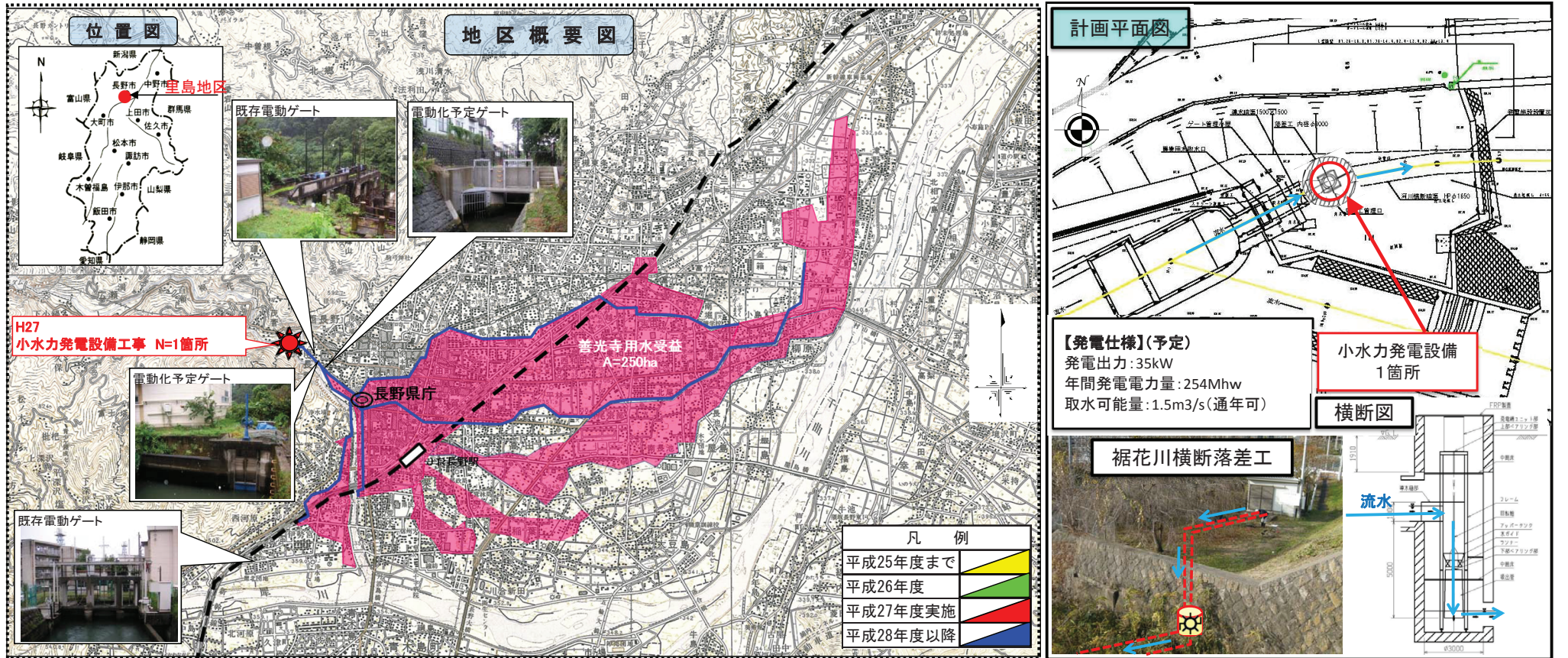
里島地区（長野市）

【 国 : 50% 県 : 25% 市 : 20% 受益者 : 5% 】

課名 : 農地整備課

全 体 計 画		前年度までの実績 ( )は前年度内数		平成27年度計画		28年度以降 残 事 業 費	説 明
事 業 内 容	工 期	事 業 費	事 業 費	事 業 内 容	事 業 費 予 算 債 務		
小水力発電設備工 1箇所	H24 ~ H27	1億4,600万円	6,105万円 (4,505万円)	【H26補正】 小水力発電設備工 (1)箇所	3,505万円	-	0
				【H27】 小水力発電設備工 1箇所	8,495万円	-	


善光寺平用水は中部電力（株）里島発電所放水路から取水し、250haの農地をかんがいする基幹的用水路である。取水後、市街地を通過し、約9km下流の農地へ農業用水を供給しているが、その立地条件等から土地改良区は維持管理に多大な費用と労力を費やしている。このため、取水口付近にある裾花川を横断するための落差工の落差を活用した小水力発電設備を整備し、その電力を売電することにより土地改良区が管理する土地改良施設の維持管理経費に充当し、土地改良区の経営基盤の強化を図ることを目的とする。

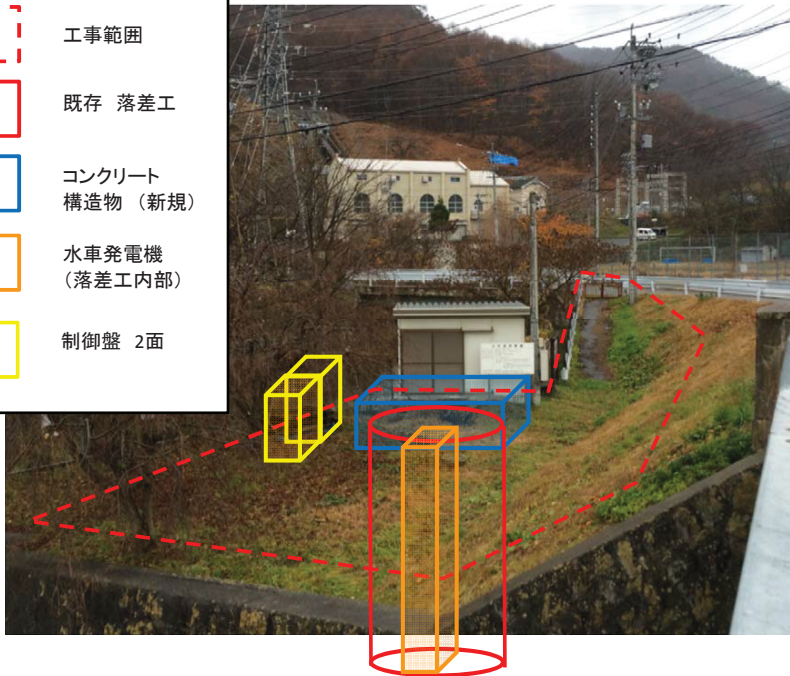


## 県営かんがい排水事業 里島地区 小水力発電設備工事

### ➤工事の概要

- 工事名 平成26年度 県営かんがい排水事業 里島地区 小水力発電設備工事
- 工事箇所 長野市大字西長野
- 工事の目的 本工事は、農業用水を活用した水力発電所を建設し、その電力を売電することにより、長野県善光寺平土地改良区が管理する土地改良施設の維持管理費に充当し、土地改良区の経営基盤の強化を図ることを目的とする。

-  工事範囲
-  既存 落差工
-  コンクリート  
構造物 (新規)
-  水車発電機  
(落差工内部)
-  制御盤 2面



### ➤発電の仕様

- 有効落差 : 4.77m
- 発電使用水量 : 1.5m<sup>3</sup>/s
- 発電出力 : 35kw
- 年間発電量 : 254Mwh

### ➤主たる工事内容

- 発電設備機器据付 1式 立軸スクリーウ水車 (落差工内部)
- 発電機盤 1面 遠方監視盤 1面 (屋外設置)

### ➤工期

- 平成27年3月11日～平成28年3月22日

### ➤施設管理者

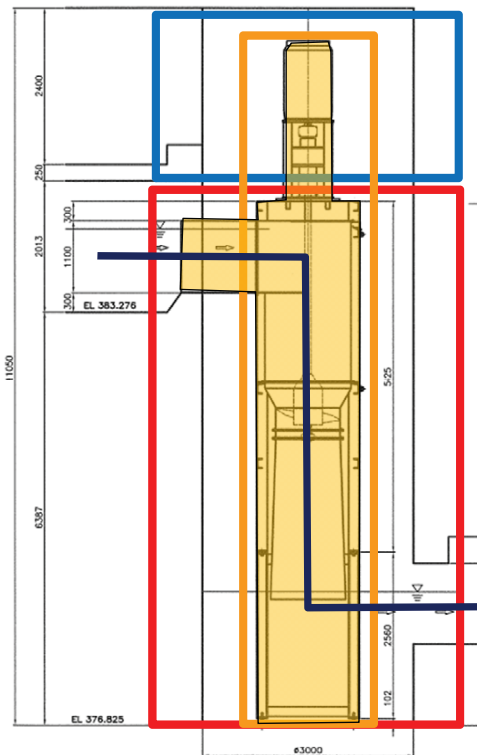
- 長野県善光寺平土地改良区

### ➤施工業者

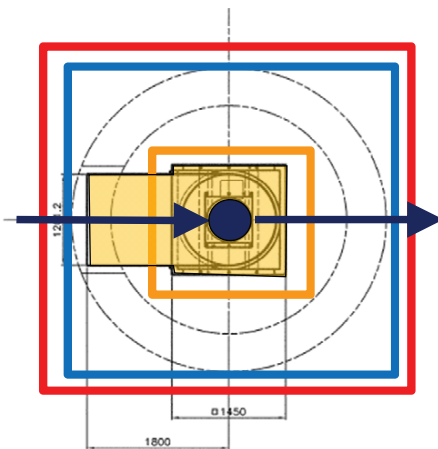
- 荏原商事(株)関東支社

### ➤発電機 設置標準 (予定)

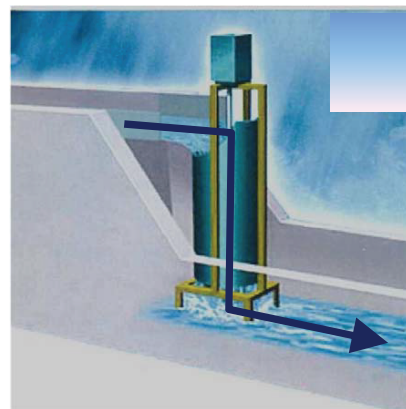
#### ○側面図



#### ○平面図



#### ○イメージ図



➡ : 水の流れ